

十日町市オープンカウンター方式による見積り合わせ実施要綱

(趣旨)

第1条 この告示は、十日町市財務規則（平成17年十日町市規則第63号）第132条の規定する随意契約のうち、十日町市（以下「市」という。）が発注する物品の購入又は製造の請負（以下「物品等調達」という。）において、オープンカウンター方式による見積り合わせを実施するための取扱いについて、十日町市財務規則（平成17年十日町市規則第63号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この告示において「オープンカウンター方式」とは、物品等調達の見積り合わせにおいて、見積書を徴する相手方を特定せずに案件を公開し、一定の資格を有し、契約の意思のある者から見積書の提出を受け、契約の相手方を決定する随意契約の方式をいう。

(対象)

第3条 オープンカウンター方式は、予定価格20万円以上150万円以下の物品の購入及び予定価格20万円以上200万円以下の製造の請負を対象とする。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当するときは、オープンカウンター方式の対象としないことができる。

- (1) 納入期限までの期間が短く、十分な見積期間が確保できないとき。
- (2) 市長がオープンカウンター方式により見積書を徴することが不適當であると認めたとき。

(公表方法)

第4条 オープンカウンター方式の対象となる案件（以下「案件」という。）の公表は、市のホームページにより行うものとする。

2 前項の規定により公表する事項は、案件名、仕様、納入期限及びその他必要な事項とする。

(参加資格要件)

第5条 オープンカウンター方式により見積書の提出ができる者は、次の各号のいずれにも該当する者でなければならない。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 十日町市物品入札参加資格審査規程（平成17年十日町市告示第315号）第5条第1項に規定する名簿において、市が発注する物品等調達の内容に対応する営業種目で登録されている者であること。
- (3) 対象案件の公表から見積書の提出期限までの期間に、十日町市物品等調達業者指名停止措置要領（令和元年十日町市告示第135号）による指名停止措置を受けていない者であること。

- (4) 対象案件において、本社又は営業所の所在地が要件の場合は、当該要件を満たす者であること。
- (5) 同一の案件に参加する他の者との間に次の人的関係又は資本関係がないこと。
- ア 人的関係 代表権を有する者が同一である場合をいう。
- イ 資本関係 会社法（平成17年法律第86号）に定める親会社及び子会社の関係にある場合又は親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合をいう。
- (6) その他市長が必要と認める要件を満たす者であること。

2 前項第2号及び第4号の要件については、案件ごとに定めるものとする。
(見積書等の提出)

第6条 見積書を提出しようとする者は、持参、郵送又は電子メールにより、市長に提出するものとする。

2 提出された見積書の書換え、引換え又は撤回は認めない。
(見積書の提出期限)

第7条 見積書の提出期限は、市が公表した案件ごとに定めるものとする。
(質問回答)

第8条 案件について質問がある場合は、別に定める質問回答書を用いて、公表された期限までに電子メールにより、市長に提出しなければならない。

2 質問に対する回答は、市のホームページに掲載するものとする。
(見積書の無効)

第9条 次の各号のいずれかに該当する見積は無効とする。

- (1) 参加資格要件を満たさない者が提出したもの
- (2) 見積金額、見積者名その他主要な事項が記載されていないもの又は識別し難いもの
- (3) 同一案件に対して、見積書を2通以上提出したもの
- (4) 脅迫その他不正の行為によってしたもの
- (5) 見積者が不当に価格のせり上げ又はせり下げる目的をもって連合その他不正の行為をしたと認められるときは全部の見積
- (6) 見積書の提出期限までに到達しなかったもの
- (7) 見積金額その他記載事項を訂正したもの
- (8) その他見積に関する条件に違反したもの

(随意契約の相手方の決定)

第10条 提出された見積書のうち、仕様を満たし、予定価格の範囲内で最低価格見積書を提出した者を随意契約の相手方として決定する。

2 見積書の提出が1者のみであっても有効な見積書の徴収とする。

3 随意契約の相手方を決定したときは、契約の相手方として決定された者に対し、電子メールその他の方法により連絡するものとする。

(同価格見積)

第11条 最低価格の見積書を提出した者が2者以上ある場合は、くじにより契約の相手方を決定する。

(契約の不成立)

第12条 予定価格の範囲内で有効な見積書を提出した者がいない場合は、不調とする。

(見積結果の公表)

第13条 見積結果は、市のホームページに掲載するほか、十日町市役所総務部財政課前カウンターに掲示して公表する。

(その他)

第14条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

附 則

この告示は、公布の日から施行する。